

国民健康保険に加入のみなさんへ

【8月1日から使える新しい保険証を送付します】

国民健康保険被保険者証（保険証）を7月中旬に特定記録郵便で、世帯主宛てに送付します。

送付には2週間程度時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、お手元に届かない場合は、町民税務課町民Gまでお問い合わせください。

現在お使いの保険証は、8月1日以降に破棄または返却してください。

●変更点

・有効期限
令和6年8月1日

～令和7年7月31日

●次に該当する方は、有効期限が異なります。

①70歳の誕生日を迎える方

・1日生まれ

誕生日以降の保険証は、誕生月の前月の月末までに送付します。

・2日以降生まれ

誕生月の翌月以降の保険証は、誕生月の月末までに送付します。

②75歳の誕生日を迎える方

誕生日以降の保険証については、誕生月の前月に「茨城県後期高齢者医療被保険者証」が交付されます。交付の際には、町から通知しますので、ご確認ください。

③国民健康保険税の滞納がある方

有効期限の短い保険証を発行します。

また、特別な理由がなく、1年以上保険税を滞納した場合には、保険証を返還していただき、医療費が全額自己負担となる「資格証明書」を交付する場合があります。

●70歳以上の方には、高齢受給者証との兼用証を送付します。

※①負担割合が記載されています。

※②「兼高齢受給者証」の文字が明記されています。

【令和6年12月2日から紙の保険証は交付しません】

紙の保険証は令和6年12月2日に廃止され、廃止日以降は紙の保険証は交付されません。12月2日以降はマイナ保険証（保険証として利用登録されているマイナンバーカード）の提示が原則となります。マイナ保険証をお

持ちでない人には、資格確認書を交付します。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G

☎(84)1965(直通)

茨城県 国民健康保険 被保険者証 兼高齢受給者証 こくほこくほこくほ	有効期限	令和7年7月31日	記号 番号 (枝番)	
	氏名	五霞 太郎	性別	男
	生年月日	昭和27年8月1日	負担割合	2割 ※①
	適用開始年月日	平成30年4月1日	住所	茨城県猿島郡五霞町小福田1162番地1
	世帯主氏名	五霞 太郎	高齢受給者証発行期日	令和6年8月1日
	交付年月日	令和6年8月1日	交付者の名称 及び印	茨城県猿島郡五霞町 町民税務課
	交付者番号	0280-84-1111	保険者番号	080861
	見本			

後期高齢者医療保険に加入のみなさんへ

【8月1日から使える新しい保険証を送付します】

茨城県後期高齢者医療保険被保険者証（保険証）を7月下旬に普通郵便で個人宛に送付します。

送付には1週間程度の時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、お手元に届かない場合は、町民税務課町民Gまでお問い合わせください。

現在お使いの保険証は、8月1日以降に破棄または返却してください。

○有効期限 令和7年7月31日

限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）を申請してください

令和6年度に住民税非課税世帯となった方は、町民税務課町民Gへ申請してください。医療機関の窓口に表示することで、負担が軽減されます。

すでに減額認定証をお持ちの方で、新年度も引き続き住民税非課税世帯の方は、手続き不要です。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G

☎(84)1965(直通)